

## 「適正工期確保宣言」実施要領

一般社団法人 日本建設業連合会  
2024年2月22日

### I 「適正工期確保宣言」実施要領 策定の趣旨

日建連は「適正工期確保宣言」(2023年7月21日)(以下「宣言」という。)を行った。

日建連では、2017年に「週休二日実施行動計画」を決定しているが、この中でも「適正工期の設定を徹底する」ことを基本方針の一つとして位置づけ、会員各社において週休二日と適正工期確保の取組みを進めてきた。

一方、2024年4月からは建設業にも労働基準法の時間外労働の上限規制が適用されることから、会員企業においても自社の従業員に係る対応が進められているが、2022年度の時間外労働上限規制の状況調査では、原則(360時間/月45時間迄)は4割が達成、特別条項(720時間/月平均80時間迄)は7割強が達成という状況に止まっている。

こうした状況を踏まえ、2023年3月29日に開催された斉藤国土交通大臣と建設関係4団体の長との意見交換会において、斉藤大臣から「働き方改革の推進、生産性の向上など、官民一体となった取組みが必要」の発言があり、「全ての関係者が週休二日の確保などにより工期の適正化に取り組むこと」との申し合わせがなされた。これを受けて、3月30日には国土交通省不動産・建設経済局建設業課長名で、各建設業団体に対して「取組みをそれぞれ進めるとともに、傘下の建設業者等に周知」することにつき要請がなされた。

その要請を受け、日建連として、7月21日に従来に比べてより具体的な内容として、「発注者に見積書を提出の際、真に適切な工期に基づき見積りを行い、工期・工程を添付」等を含む合意を「宣言」という形で決定した。

宣言決定の時点では、2024年4月の労働基準法の時間外労働の上限規制の適用まで8ヶ月程度しかなく、また、会員企業の手掛ける工事は大規模なものが多く工期が数年に亘るものが多いことから、宣言は即時効力を発するものとして、各社において準備が整い次第取組みを開始することとしてきたが、今後、すべての会員企業が円滑かつ適切な取組みの推進に資するよう、宣言実施要領を決定した。

## II 「真に適切な工期」と「適正な工期」の関係について

建設業法及びそれに基づく「工期に関する基準」や「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」における「適正な工期」は、自然条件、工事の内容、施工条件等のほか、週休二日の確保等を考慮した上で、総合的に判断されるものである。

一方、働き方改革や労働基準法に基づく時間外上限規制への対応に万全を期す観点から、宣言においては、以下のとおり4週8閉所などが確保されることを「真に適切な工期」の前提として定義している。

### 1. 「真に適切な工期」の具体的な内容

#### ① 4週8閉所

工期の算定において、4週8閉所を原則とする。

なお、週休二日実施行動計画においては土日を閉所の原則としている。

#### ② 週40時間稼働

工期の算定において、労働基準法に基づく法定労働時間「1日8時間、週40時間」を現場稼働時間の原則とする。

#### ③ 適切な工期

工期の算定において、適切な歩掛により計算された実稼働時間を前提とする。

注1) 設計・施工一括で受注する場合については、「工期」、「工程」に設計期間を含むものとする。

注2) 現状、閉所日数の設定は「4週8閉所＋祝日」、「4週8閉所＋特別休暇(年末年始)」、「4週8閉所＋特別休暇＋祝日」等、各社で異なっている。これらの中で4週8閉所は最低限、見積りの時にクリアする水準である。

他産業の状況等を見ると、今後4週8閉所に対して特別休暇(年末年始、夏季、GW)や祝日を閉所対象に加えていくことも考えられる。

なお、日建連の適正工期算定プログラムにおける休日設定は完全週休二日(4週8閉所)、特別休暇(年末年始、夏季、GW)、8時間労働(残業なし)、祝日出勤を前提とし、雨天日、台風日による作業不能日を考慮して工程を算出している。

1) 「真に適切な工期」の計算イメージ

例えば、施工に 800 時間かかる工事においては

【1 日の稼働時間を 8 時間で計算】

・1 日 8 時間 × 100 日で実工事日は 100 日 ○

・1 日 10 時間 × 80 日で実工事日は 80 日 ×

【100 日の実工事日は、4 週 8 閉所で工期計算】

・100 日 × 7/5(4 週 8 閉所) で工期は 140 日 ○

・100 日 × 14/11(4 週 6 閉所)で工期は 127 日 ×

凡例:○は、適正工期確保宣言に該当する。

×は、適正工期確保宣言に該当しない。

2. 「真に適切な工期」に基づく見積りとは

この宣言では「真に適切な工期」においても金銭的にも必要な経費を計算するということを前提としている。

1) 「真に適切な工期」に基づく見積りのイメージ

例えば上記の場合においては

・工期 140 日に見合うコストに基づく見積額を提出 ○

・工期 140 日に見合わないコストに基づく見積額を提出 ×

凡例:○は、適正工期確保宣言に該当する。

×は、適正工期確保宣言に該当しない。

### III 具体的な実施内容

#### 1. 真に適切な工期に基づき見積を行い、工期・工程を添付する

この宣言は、発注者と元請会社との契約につき、適正工期確保のため、見積り段階の行動につき宣言するとともに、確保された適正工期に基づき協力会社との下請契約においても、その見積り時の提案を尊重しようというものである。

したがって、見積り段階の書類作成時において、「真に適切な工期」に基づいて各工事の工程を算出し、工期・工程を発注者に提示するものとしている。

#### 注) 発注者に工期が指定されている場合

発注者に工期が指定されている以上は仮に「真に適切な工期」に該当しない場合にあっても、一義的には発注者の要請に応じた見積りを提出しなければならないと考えられる。

そうした場合にあっては、発注者指定の工期に基づく見積書に「真に適切な工期」に関する工期の資料を添付して、理解を得るための説明を行う。

なお、工程の作成には時間を要したり、作業が煩雑になったりという面があるのも否定できない。そういった時には過度の負担を現場、各社に強いることに成りかねないので工程の作成を省略することも可能としている。

#### 1) この宣言が対象とする見積書及び見積り

この宣言が対象とする見積書及び見積りは、初回の見積書及び見積りの提出に限る。その後の「真に適切な工期」の確保のために必要な取組みは個社の判断に委ねている。

なお、「真に適切な工期」の確保は初回提出の見積書のみで達成できるものではないため、しっかりと説明を行うことが肝要と考えられる。

- a. 発注条件、金額、工期などに一定以上の変更がある場合は、契約に至る実質的な最初の交渉と見なせる見積りも初回の見積りとしている。
- b. 複数回の見積りを出す際に、どれを最初の見積りとするかは紛らわしい場合がある。そうした場合には実質的に契約に至る最初の交渉が初回の見積りとなるが、それがどこに該当するのかは当事者の判断に委ねている。

- c. この宣言は、契約締結後の契約変更についても対象とする。施工中の設計変更時等で当初契約時のような見積書の提出を伴わない場合であっても、設計変更に伴い「真に適切な工期」が確保できない恐れがあるときには、工期・工程を提出し、発注者の理解を得るための説明を行う。

なお、内容によっては設計者や監理者と協働して進めることも一つの方法として考えられる。

## 2) 適正工期確保宣言の適用範囲

この宣言は、民間発注の建築工事(建築工事に付随する土木工事を含む)に係るものを対象とし、国又は地方公共団体の発注の工事や民間発注の土木工事については工期が発注条件として明示されることが一般的であることから宣言の対象外とする。

### (参考) 適正工期確保宣言の適用範囲

		建築工事	土木工事
公共工事	一般的な工事	発注者との関係では 非適用。 下請会社との関係では <b>適用</b>	非適用
	災害復旧工事等真に適切な工期の確保ができないやむを得ない事情がある場合	非適用	非適用
特殊法人等	全て	当該法人の性格や発注の方法等に基づき個別判断	非適用
民間工事	全て	<b>適用</b>	非適用 (建築工事に付随する工事) <b>適用</b>

- a. 特殊法人等については、入札手続きを採用している等、公共契約に近いものは、この宣言の対象外とする。

一方で随意契約や実質的に民間経済主体が発注する工事の内容や発注形式を総合的に判断できる場合にあっては、宣言の対象とする。

工事の内容、発注形態等を総合的に考え、疑義が生じた場合には宣言の対象かどうかについては、日建連事務局に確認してください。

## 2. 「真に適切な工期」が確保できないような要請を受けた場合

発注者から「真に適切な工期」が確保できないような要請を受けた場合にあつては、可能な限り「真に適切な工期」の確保に努める。

しかし、「真に適切な工期」の確保が難しい場合にあつては、その工期に合わせるため、必要な増員や費用等を説明することにより、必要な経費の確保に繋がると考えられる。

## 3. 協力会社(下請会社)からの「真に適切な工期」に基づく見積りへの対応

発注者との契約において「真に適切な工期」が確保されている場合にあつては、基本的には協力会社にとつても必要な工期が確保されていると考えられる。

発注者との関係で「真に適切な工期」が確保できない場合にあつて、協力会社から「真に適切な工期」を前提とした見積りがなされた場合には、全体工程を確認し、真摯に対応する。

## 4. 発注者に理解していただく十分な説明

「真に適切な工期」に基づく見積りを提出する際には、説明用のパンフレット「建築物の工事を発注する民間事業者・施主の皆様へのごお願い」を活用してください。

また、発注者の理解を得るために、その背景となっている日建連の働き方改革や建設業界の働き方改革、その他諸々について、日建連ではパンフレット、リーフレットを用意しているので、適宜利用してください。

### ■ 日建連のパンフレット、リーフレット

#### 1. 「建築物の工事を発注する民間事業者・施主の皆様へのごお願い」

<https://nikkenren.com/kenchiku/tekiseikouki.html>

#### 2. 「週休二日がつくる建設業の未来」

<https://nikkenren.com/2days/logomark.html#pamphlet>

#### 3. 「民間事業者・施主の皆様へ建設業の働き方が変わります」

#### 4. 「建設業の担い手、働き方の現状」

<https://nikkenren.com/2days/action.html#upper>

## IV 今後の具体的な進め方

### 1. これまでの動き

#### 2023 年度

7月21日	理事会において宣言が決定
9月22日	理事会において建築本部長より宣言の本格実施を通知
9月25日	発注者への説明用パンフレットを発行
12月14日	基政審において各社の取組状況調査(フォローアップ)結果を報告

12月の調査結果からは、「適正工期確保宣言」の取組みは順調に開始されていると考えられる。

### 2. 今後の進め方

定期的に「適正工期確保宣言」の必要性及び重要性について、会員各社のさらなる理解が深まるよう取組みを実施していく予定である。

フォローアップ調査は半年毎を目標とする。

また、順次、契約時・着工時(着工後)の状況も含めてフォローアップを実施していく予定である。